

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第一章 労働法・労働行政

第三節 労働中央金庫設立の動き

小坂労相のいわゆる「新労働政策」のなかには労働者福祉対策として労働中央金庫の設立があげられていた。労働省は九月一五日この点について次のような見解を明かにしたが、それは現行法による労働金庫連合会によっては労働金庫本来の目的が達せられないものとし、政府出資を中心とする中央金庫を設け、また役員は主務大臣の任命によるものとするなど、政府の統制を強化しようとするものであった。労働金庫がわでは、この構想は労働者の自主性による労働金庫の発展をさまたげること、労働金庫は労働組合運動の一部であるから、個々の労働者の福祉対策を目的とする政府の中央金庫案はこれと対立するものであることを理由に反対した。

(労働中央金庫の設立について)

——労働省労政局——

第一 労働中央金庫設立の必要性

1(中金方式による中央金融機関設置の必要性)労働者の生活を安定させ、その福祉を増進することは労使関係の安定と労働生産性の向上に寄与するところ極めて大であり、わが国経済発展の基盤をなすものであることは、云うまでもない。労働金庫は、賃金遅欠配対策資金の融資を初め一般金融機関の行い得ない社会的機能を発揮して来ており、これを育成することは労働者の福祉増進のため極めて必要なことである。特に昨秋来の緊縮政策進展の余波が労働者に及ぶとともに、一部の弱小労働金庫においては、前途必ずしも楽観を許さないものがあり、これら資金量の乏しい弱小金庫を含めて労働金庫を公平に保護育成し、所期の機能を十分発揮させるためには、現行法上予定されている労働金庫連合会をもってしてはその基盤が薄弱であり、中金方式による強力な系統的中央金融機関を設置することが、緊要となっている、

2(福祉対策の推進と長期低利資金確保の必要性)上記の如き、緊縮政策の進展により、必然的に各企業においては、労使の協力と労使関係の安定が益々強く要請せられているのであるが、これを實現するには現在労働者の最も要請している労働者住宅の建設、福利厚生事業の助長、賃金遅欠配に対する融資措置等の福祉対策を強力に推進し、その実質的労働条件を確保することが不可欠の要件であるが、そのために特に必要な長期低利の資金については、差し当り政府資金の導入及び債券の発行による資金の吸収にまたなければならず、それにふさわしい系統的中央金融機関が必要である。

3(系統資金活用の必要性)労働金庫の総資金量は、数年を出でずして三百億円に達

することは必至と見られているが、その取り扱っている所謂消費金融には自らその適正量に限界があり残余の系統資金については、これを有効に運用するため、系統的中央金融機関に吸収して、労働金庫の資金の調整、地方公共団体の民生、労働に関する諸施策の資金等に充当し、余裕金については、産業投資に振向ける等の方策を考慮する必要がある。

4(融資保険制度実施に伴う問題点)労働金庫の行う賃金遅欠対策資金等の融資を円滑ならしめるために政府管掌の融資保険制度を実施することが必要となっているが、将来この制度が実施された場合において、かかる政府管掌の保険業務の委託先としても労働金庫連合会はふさわしいものということができない。

よって、政府の援助の下に中金方式により労働金庫等の系統的中央金融機関を設置することは、極めて時宜に適した措置と考えられる。

第二 労働中央金庫の組織及び運営

1(目的)労働中央金庫は、労働公庫及び共済保険法人その他労働者のための福利厚生を目的とする団体並びに地方公共団体に対して労働者の福祉増進のために必要な資金、特に労働者住宅の建設資金(頭金)並びに福利厚生事業の設備資金及び運転資金等を融通し、労働金庫等の新金融機関としての機能を発揮し、もって、労働者の生活の安定に寄与することを目的とすることとする。

2(出資金)労働中央金庫の出資金は、十億円以上とし、政府がその設立当初において八億円を出資する外、残余については会員及び地方公共団体が設立の時より五箇年間に出资すれば足りることとする。

3(会員たる資格を有するもの)労働中央金庫の会員たる資格を有するものは、労働金庫、共済保険共済法人、福利法人、消費生活協同組合及び同連合会、公務員等の共済組合及び同連合会、健康保険組合及び同連合会その他労働者のための福利厚生を主たる目的とする主務大臣指定の非営利法人とし、福利共済法人以下の者については二以上の都道府県にわたって組織を有するものに限定することとする。

4(役員)労働中央金庫の役員は、すべて主務大臣があらかじめ評議員会の意見を聞き、内閣の承認を得て任命することとする。

5(業務)労働中央金庫は、その業務として労働金庫等の会員及び政府、地方公共団体その他の非営利法人の預金を受入れる外、自己資金の二十倍を限度として労働債券を発行することができ、こうして調達した資金を会員及び地方公共団体に対する貸付、会員のためにする手形の割引に運用し、また会員のためにする内国為替取引、物品の保証預り及び債務の保証並びに法令により委託された業務等を行うことができることとする。

6(余裕金の運用)労働中央金庫の余裕金の運用については、公債又は主務大臣の認可を受けた有価証券の買入、主務大臣の認可を受けた金融機関への預金及び主務大臣の認可を受けた金融機関に対する短期貸付に限定することとする。

7(業務の監督)労働中央金庫の業務の監督は、労働大臣及び大蔵大臣が行うこととし、管理官制度を設ける外、商工組合中央金庫の例によることとする。

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
